

第3版はしがき

第2版の発行から5年が経過した。その間、2019年10月に消費税率が10%に引き上げられ、社会保障・税一体改革は完了した。一体改革の名の下に医療、年金、介護など社会保障の各分野で改正がなされただけでなく、幼児教育・高等教育の無償化等にも消費税収の一部が充てられることになり、当初の決定とは異なって、社会保障の枠を超えて消費税収が使われることになった。

他方、この間もわが国の人口は確実に減り続けており、政府は、その対策として、一億総活躍社会の名の下に高齢者や女性の就労を促進しようとしている。しかし、それだけでは足りず、入管法を改正して特定技能制度を創設し、外国人労働者の本格的な受入れに向けて舵を切った。日本社会は大きな曲がり角に立っているといえよう。

このような状況の下、本書の第3版を出版することにした。第3版でも、本書の目的、構成および執筆陣はこれまでのままとした上で、全体の分量はできるだけ増やさずに、2019年6月までに成立した立法を取り入れるように努めた。お忙しい中、この編集方針にご協力を賜った執筆者各位に、この場を借りて感謝を申し上げたい。

また、これまでと同様、本書の出版・編集に多大な尽力をいただいた法律文化社編集部の小西英央氏に、改めてお礼を申し上げる。

2019年12月

河野正輝
江口隆裕

第2版はしがき

本書の初版が発行されてから6年が経過した。この間、2009年9月には民主党政権が誕生し、子ども手当をはじめとする従来の自民政権とは一線を画した社会保障政策を実現し、また、実現しようとした。しかし、財源問題で行き詰ったため、2010年の年末から社会保障・税一体改革（以下「一体改革」という）の検討に着手し、2012年2月、消費税率を5%から10%に引き上げてこれを社会保障財源化するとともに、そのうちの1%相当分については社会保障の充実強化に充てることを閣議決定した。社会保障の財源問題が政治の世界のメイン・イシューとなったのである。2012年12月に自民党が政権に復帰した後も一体改革は継承されたが、2014年11月、安倍総理によって消費税率10%への引上げの2017年4月までの先送りと衆議院の解散・総選挙が決定された。

もっとも、一体改革と言っても、それが国の財政再建に重きを置いていることは明らかだが、それでも、この間、医療、介護、年金、雇用保険・特定求職者支援、子ども・子育て支援、障害者総合支援、生活保護および生活困窮者自立支援など社会保障の各分野で相次いで重要な立法と法改正が行われている。

第2版では、本書の目的、構成および執筆陣は初版のままとした上で、全体の分量を増やさずに、2014年6月までに成立した立法と法改正をできる限り取り入れるように努めた。このように両立が難しい編集方針に快くご協力を賜った執筆者各位に、この場を借りて感謝を申し上げる。

また、初版と同様、本書の編集に終始細やかなご配慮をいただいた法律文化社編集部の小西英央氏に、重ねてお礼を申し上げたい。

2014年11月

河野正輝
江口隆裕

はしがき

社会保障を取り巻く社会的・経済的環境や国民の意識は大きく変容してきた。とりわけ少子高齢化、非正規雇用の増大、および婚姻・家族形態や女性の就業形態の多様化などの変容は、社会保障の基盤を揺るがしかねないほど大きい。これまで社会保障制度が依拠してきた労使関係や家族像などの社会的諸条件はいまや部分的に失われつつあるとさえいえる。のみならず、自己決定（自律）の尊重と社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）を要請する人権思想の発展によって、社会保障は構造的な改革を求められてもいる。

こうした変化のなかで、この3、4年の間にも、雇用保険法改正による失業の防止と再就職の促進、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療制度の創設、介護保険法改正による地域密着型サービスの導入、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の制定、および障害者自立支援法による自立支援給付方式の導入など、当面の小さな法改正から基礎構造の改革まで、めまぐるしいほどの法改正が相次いだ。

こうした動向の下で社会保障法を理解するには、まず法改正をめぐる最新の正確な情報が必要であろう。それをもとに、どこに課題が残されており、どのような解決が望ましいかを規範的に考察する力を養うことが求められている。

本書は、法学部学生、関係行政職員、医療福祉従事者、市民を念頭において、社会保障法の基本的な考え方およびその全体像を、わかりやすく解説することを目的とする。このため記述は簡潔にし、情報量は少し抑え加減の、しかし原則や通則の説明がすっきりした概説書となることをめざしている。

社会保障法の基本的な法理を正確に解説するという目的から、主要な判例はすべて取り入れるとともに、記述は簡潔にという趣旨から図やコラムも適宜活用した。さらに、社会保障の構造的な改革の動向や課題を理解できるように、法政策上の論点も織り込むように心がけている。

以上の目的から、本書は3部構成をとっている。第I編では、社会保障法の

全体にかかわる総則的事項を述べる。第Ⅱ編では、社会保障法の各法部門について、基本的な体系と現状、法解釈上の論点および立法論上の課題を説明する。そして第Ⅲ編では、内外の動向に目を転じて、近年、大幅な改正が相次いでいる社会保障法について、なぜそのような改革が行われているのか、それらの改革は何をめざしているのかを分析するとともに、社会保障の国際化に関して、どのような改革が進められているかを考察する。

本書は、佐藤進・河野正輝編『新現代社会保障法入門』（現代法双書）の後継版として、企画編集されたものである。さいわい社会保障法学界をリードする若手メンバーのご協力のおかげで、これまでの蓄積を受け継ぎつつ、新しい息吹を吹き込み、面目を刷新することができたと考えている。編者の編集方針にしたがって、執筆内容の調整等に全面的な協力を賜った執筆者各位に感謝申し上げる次第である。

最後に、前著の現代法双書のとき以来、一貫して社会保障法分野の出版に熱意を注がれるとともに、編集上、終始行き届いたご配慮をいただいた法律文化社編集部の小西英央氏に心よりお礼を申し上げたい。

2008年11月

河野正輝
江口隆裕